

令和2年度

国土交通省税制改正要望事項

令和元年8月

国土交通省

目 次

令和2年度国土交通省税制改正要望（主要項目）	1
------------------------	---

令和2年度国土交通省税制改正要望（主要項目の概要）	2
---------------------------	---

令和2年度国土交通省税制改正要望事項 説明資料

I. 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

○新築住宅に係る税額の減額措置の延長	5
○住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長	6
○認定長期優良住宅に係る特例措置の延長	7
○居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長	8
○買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長	9
○既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る税額の減額措置の延長	10
○居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置の創設	11
○都市のスポンジ化（低未利用土地）対策のための特例措置の延長	12
○外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充	13
○航空機燃料税に係る特例措置の延長	14
○国内線航空機に係る特例措置の延長	15
○鉄道事業再構築事業に係る特例措置の延長	16

II. 成長力・国際競争力の強化

○長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例の延長等	17
○低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置の創設	18
○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長	19
○工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長	20
○国際基幹航路の寄港の維持・拡大を図るための特例措置の創設	21
○海上運送業における船舶の買換特例の延長	22
○国際船舶の登記に係る特例措置の延長	23
○物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長	24
○民間施設直結スマートインターチェンジ整備に係る特例措置の延長	25
○JR貨物が取得した高性能機関車に係る特例措置の延長	26

III. 安全・安心な社会の実現

○鉄道駅等のバリアフリー施設に係る特例措置の延長	27
○海運・鉄道・航空に係る地球温暖化対策税の還付措置の延長	28
○鉄道の耐震対策に係る特例措置の拡充・延長	29
○津波対策に資する港湾施設等に係る特例措置の延長	30
○耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に係る税額の減額措置の延長	31
○老朽化マンションの再生促進のための特例措置の拡充・創設	32

IV. 主要項目以外の項目	33
---------------	----

令和2年度国土交通省税制改正要望(主要項目)

I 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

1. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ① 新築住宅に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)
- ② 住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長(登録免許税)
- ③ 認定長期優良住宅に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税・固定資産税)
- ④ 居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長(所得税等)
- ⑤ 買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長(登録免許税)
- ⑥ 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る税額の減額措置の延長(固定資産税)

2. 都市の魅力の向上

- ① 居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置の創設(固定資産税等)
- ② 都市のスポンジ化(低未利用土地)対策のための特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税・固定資産税等)

3. 観光先進国の実現

- ① 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充(消費税・地方消費税)

4. 地域交通ネットワークの構築

- ① 航空機燃料税に係る特例措置の延長(航空機燃料税・航空機燃料譲与税)
- ② 国内線航空機に係る特例措置の延長(固定資産税)
- ③ 鉄道事業再構築事業に係る特例措置の延長(固定資産税等)

II 成長力・国際競争力の強化

1. 不動産市場の活性化

- ① 長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例の延長等(所得税・法人税)
- ② 低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置の創設(所得税等)
- ③ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長(所得税等)
- ④ 工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長(印紙税)

2. 産業の生産性の向上・国際競争力の強化

- ① 国際基幹航路の寄港の維持・拡大を図るための特例措置の創設(とん税・特別とん税)
- ② 海上運送業における船舶の買換特例の延長(所得税・法人税)
- ③ 国際船舶の登記に係る特例措置の延長(登録免許税)
- ④ 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長(法人税・固定資産税等)
- ⑤ 民間施設直結スマートインターチェンジ整備に係る特例措置の延長(登録免許税)
- ⑥ JR貨物が取得した高性能機関車に係る特例措置の延長(固定資産税)

III 安全・安心な社会の実現

1. 交通運輸における安全・安心の確保・環境負荷の低減

- ① 鉄道駅等のバリアフリー施設に係る特例措置の延長(固定資産税等)
- ② 海運・鉄道・航空に係る地球温暖化対策税の還付措置の延長(地球温暖化対策のための税)

2. 災害に強い強靱な国土・地域づくり

- ① 鉄道の耐震対策に係る特例措置の拡充・延長(固定資産税)
- ② 津波対策に資する港湾施設等に係る特例措置の延長(固定資産税)
- ③ 耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)
- ④ 老朽化マンションの再生促進のための特例措置の拡充・創設(法人税等)

令和2年度国土交通省税制改正要望(主要項目の概要)

I. 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

1. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ①新築住宅に係る固定資産税の減額措置(戸建て3年間、マンション5年間:1/2 減額)の2年間延長
- ②住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の特例措置の2年間延長(保存登記:本則 0.4%→0.15%、移転登記:本則2%→0.3%、抵当権設定登記:本則 0.4%→0.1%)
- ③認定長期優良住宅の普及促進を目的とした以下の特例措置の2年間延長
 - ・登録免許税:所有権保存登記(一般住宅 0.15%→0.1%)、
所有権移転登記(一般住宅 0.3%→戸建て 0.2%、マンション 0.1%)
 - ・不動産取得税:課税標準からの控除額の特例(一般住宅 1,200 万円→1,300 万円)
 - ・固定資産税:新築住宅特例(1/2 減額)の適用期間を延長
(戸建て3年→5年、マンション5年→7年)
- ④居住用財産の買換え等に係る特例措置(譲渡益に係る課税繰延べ、譲渡損に係る損益通算及び繰越控除)の2年間延長(所得税等)
- ⑤個人が宅地建物取引業者により一定の質の向上を図るための特定の増改築等が行われた既存住宅を取得した場合の登録免許税の特例措置(所有権移転登記:一般住宅 0.3%→0.1%)の2年間延長
- ⑥住宅ストックの性能向上を図るため、以下の住宅リフォームをした場合の固定資産税の減額措置の2年間延長
 - ・耐震改修:工事の翌年度 1/2 減額(特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の場合は工事の翌年度から2年間 1/2 減額)
 - ・バリアフリー改修:工事の翌年度 1/3 減額
 - ・省エネ改修:工事の翌年度 1/3 減額
 - ・長期優良住宅化改修:耐震改修又は省エネ改修を行った住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合、工事の翌年度 2/3 減額

2. 都市の魅力の向上

- ①居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための民地の開放・施設の改修等に関する固定資産税等の特例措置(課税標準5年間 1/2 に軽減)の創設
- ②都市の内部で低未利用土地が時間的・空間的にランダムに生じる「都市のスポンジ化」への対策のための特例措置の延長
 - 1) 低未利用土地権利設定等促進計画に基づく土地等の取得等に係る流通税の特例措置の2年間延長
 - ・登録免許税:地上権設定等の登記(本則1%→0.5%)、所有権移転登記(本則2%→1%)
 - ・不動産取得税:課税標準 1/5 控除

- 2) 立地誘導促進施設協定に基づき整備し、都市再生推進法人が管理する公共施設等(道路、広場等)に係る固定資産税等の特例措置(課税標準 2/3 に軽減)の2年間延長

3. 観光先進国の実現

- ①外国人旅行者向け消費税免税制度の免税店の許可要件について、従業員を介さずに免税販売を行うことが出来る機器を設置した場合には、免税販売手続きに必要な人員の配置等を不要とするよう措置

4. 地域交通ネットワークの構築

- ①航空機燃料税について、以下の軽減措置の3年間(沖縄路線は2年間)延長
- | | | | |
|-------|-------------|---|-------------|
| ・本則 | 26,000 円/kl | → | 18,000 円/kl |
| ・離島路線 | 19,500 円/kl | → | 13,500 円/kl |
| ・沖縄路線 | 13,000 円/kl | → | 9,000 円/kl |
- ②国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の特例措置(大型機:課税標準3年間 2/3 等)の2年間延長
- ③地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した鉄道施設に係る固定資産税等の特例措置(課税標準5年間 1/4)の2年間延長

Ⅱ. 成長力・国際競争力の強化

1. 不動産市場の活性化

- ①長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(土地・建物、貨物鉄道車両等)を取得した場合に、譲渡資産の譲渡益の課税の繰延べ(原則 80%、一部 75%・70%)を認める特例措置の3年間延長等(所得税・法人税)
- ②低未利用地の適切な利用・管理を促進するため、一定の土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例措置を創設(所得税等)
- ③優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の3年間延長(長期譲渡所得 2,000 万円以下の部分 所得税:本則 15%→10%、個人住民税:本則 5%→4%等)
- ④工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置(軽減割合 20%~50%)の2年間延長

2. 産業の生産性の向上・国際競争力の強化

- ①国際基幹航路を運航する外資コンテナ貨物定期船が国際戦略港湾に入港した場合に係るとん税・特別とん税について、国際基幹航路の我が国への寄港の維持・拡大を実現するための所要の特例措置の創設

- ②環境負荷低減に資する外航・内航船舶に係る買換特例(譲渡益の課税の繰延べ 80%)の3年間延長
- ③国際船舶の所有権の保存登記等に係る登録免許税の税率の軽減措置(本則 0.4%→特例 0.35%)の2年間延長
- ④物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の2年間延長
 - ・倉庫用建物等:法人税等の割増償却(5年間 10%)
 - 固定資産税等の特例措置(課税標準5年間 1/2 等)
 - ・貨物用鉄道車両等:固定資産税の特例措置(課税標準5年間 2/3 等)
- ⑤民間事業者が民間施設直結スマートICの用に供する土地を取得した場合において、民間事業者に課される登録免許税の非課税措置(所有権移転登記:本則2%)の2年間延長
- ⑥JR貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得した高性能機関車に係る固定資産税の特例措置(課税標準5年間 3/5)の2年間延長

Ⅲ. 安全・安心な社会の実現

1. 交通運輸における安全・安心の確保・環境負荷の低減

- ①鉄道事業者等が取得するバリアフリー施設(エレベーター、ホームドア等)に係る固定資産税等の特例措置(課税標準5年間 2/3)の1年間延長
- ②一定の運送の用に供する石油製品に係る地球温暖化対策税の還付措置の3年間延長
 - ・内航海運、国内旅客船に係る軽油及び重油
 - ・鉄道事業に係る軽油
 - ・国内定期航空運送事業に係る航空機燃料

2. 災害に強い強靱な国土・地域づくり

- ①首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の特例措置(課税標準5年間 2/3)の拡充(「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」で対象となっている鉄道施設を追加)・2年間延長(拡充部分の適用期限は1年間)
- ②市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に基づき、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等(防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設)に係る固定資産税の特例措置の4年間延長
 - ・大臣配分又は知事配分資産:1/2
 - ・その他の資産:1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合
- ③耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置(工事完了の翌年度から2年間 1/2 減額)の3年間延長
- ④老朽化マンションの再生を促進するため、マンションの敷地売却及び敷地分割に係る特例措置の拡充・創設(法人税等)

令和2年度国土交通省税制改正要望事項

説明資料

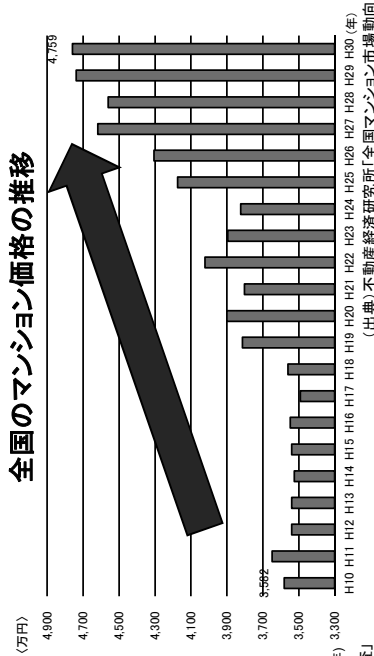
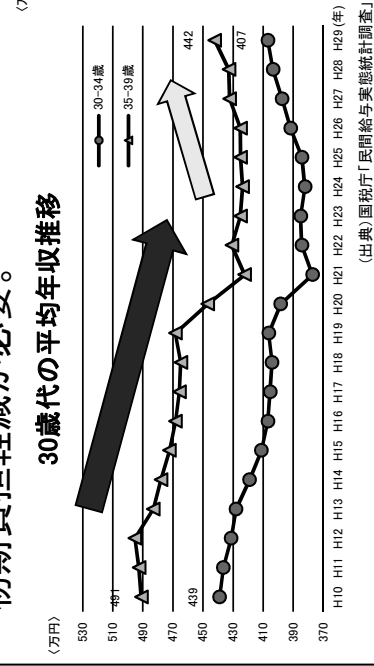
新築住宅に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)

住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、良質な住宅の建設を促進し、居住水準の向上及び良質な住宅ストックの形成を図るため、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を2年間延長する。

施策の背景

住宅取得に係る負担軽減の必要

- 住宅の一次取得者層である30歳代の平均年収は、足元では回復傾向にあるが、中長期的には大きく減少した後横ばい。また、住宅価格は変わらず上昇傾向にあり、住宅取得環境は引き続き厳しい状況。
- また、令和元年10月に消費税率の引上げが予定されている中、住宅取得者の初期負担軽減が必要。



基礎的なストックの質の向上の必要

- 住宅の基礎的な「質」である耐震性は未だ不十分。
- 耐震化を進める上での主要な手段である新築・建替えを支援する必要。

【住宅の耐震化率】

現状(平成25年推計)
耐震性を有しない住宅ストックの比率
約18%
総戸数約5,200万戸のうち、耐震性あり 約4,300万戸
耐震性なし 約 900万戸



目標(令和7年)
おおむね解消
※住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)

要望の概要

特例措置の内容

【固定資産税】

新築住宅に係る税額の減額措置

- ①一般の住宅:3年間 税額1/2減額
- ②マンション:5年間 税額1/2減額

要望

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

【本特例措置による負担軽減効果(例)】

2,000万円の住宅を新築した場合の固定資産税額

	本特例が無い場合	本特例がある場合
1年目	18.2万円	9.1万円
2年目	17.1万円	8.5万円
3年目	15.9万円	8.0万円

3年間で約26万円の負担軽減効果
(国土交通省推計)

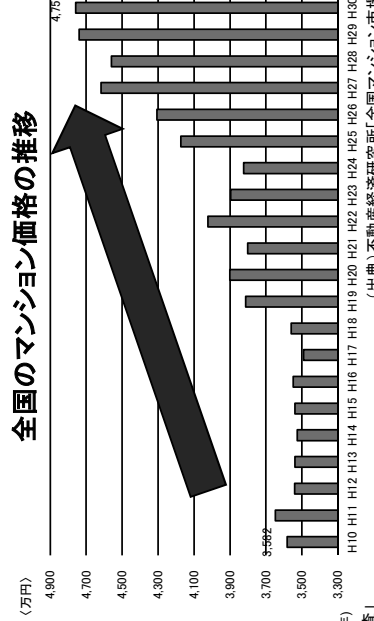
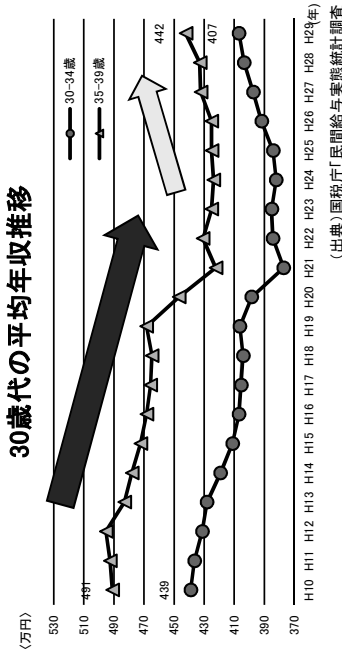
住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長(登録免許税)

住宅取得に係る負担の軽減、良質な住宅ストックの形成・流通の促進を図るため、住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置を2年間延長する。

施策の背景

住宅取得に係る負担軽減の必要性

- 住宅の一次取得者層である30歳代の平均年収は、足元では回復傾向にあるが、中長期的には大きく減少した後横ばい。また、住宅価格は変わらず上昇傾向にあり、住宅取得環境は引き続き厳しい状況。
- また、令和元年10月に消費税率の引上げが予定されている中、住宅取得者の初期負担軽減が必要。



○本特例措置は、住宅取得の初期負担を軽減し、内需の柱である住宅投資を喚起する観点から、60年以上にわたって措置

○結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が、必要とする質や広さの住宅(民間賃貸、公的賃貸、持家)に、収入等の世帯の状況に応じて居住できるよう支援を実施(「住生活基本計画」平成28年3月18日閣議決定)する必要

○住宅の取得環境が厳しい状況の中、住宅取得に係る負担軽減措置を引き続き実施する必要

要望の概要

特例措置の内容

【登録免許税】

- ・所有権の保存登記について税率軽減(本則 0.4% → 特例 0.15%)
- ・所有権の移転登記について税率軽減(本則 2% → 特例 0.3%)
- ・抵当権の設定登記について税率軽減(本則 0.4% → 特例 0.1%)

要望

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

【本特例措置の効果イメージ】

- ・保存登記: 2.5万円軽減(4万円 → 1.5万円)
- ・移転登記: 22.1万円軽減(26万円 → 3.9万円)
- ・抵当権設定登記: 4.5万円軽減(6万円 → 1.5万円)

(※) 2,000万円(固定資産税評価額1,300万円、新築建物価格認定基準表額: 1,000万円)の住宅を取得(借入額1,500万円)した場合を想定

認定長期優良住宅に係る特例措置の延長（登録免許税・不動産取得税・固定資産税）

耐久性等に優れた良質な住宅の普及を促進するため、認定長期優良住宅に係る登録免許税、不動産取得税、固定資産税の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- 人口・世帯減少社会の到来
- 環境問題や資源・エネルギー問題の深刻化

住宅が資産として次の世代に承継されていく新たな流れを創出



耐震性、断熱性、耐久性等に優れ、適切な維持保全が確保される長期優良住宅の普及を促進

認定の状況

平成30年度の認定戸数は108,800戸
新築着工住宅全体に占める割合は11.5%

目標

「新築住宅における認定長期優良住宅の割合」
20%（令和7年度）

【住生活基本計画（平成28年3月閣議決定）】

要望の概要

特例措置の内容

【登録免許税】

税率を一般住宅特例より引き下げ

所有権保存登記：0.1%
（本則0.4%、一般住宅特例0.15%）

所有権移転登記：戸建て：0.2%
マンション：0.1%
（本則2%、一般住宅特例0.3%）

【不動産取得税】

課税標準からの控除額を一般住宅特例より増額

一般住宅特例1,200万円→1,300万円

【固定資産税】

一般住宅特例（1/2減額）の適用期間を延長

戸建て：3年→5年
マンション：5年→7年

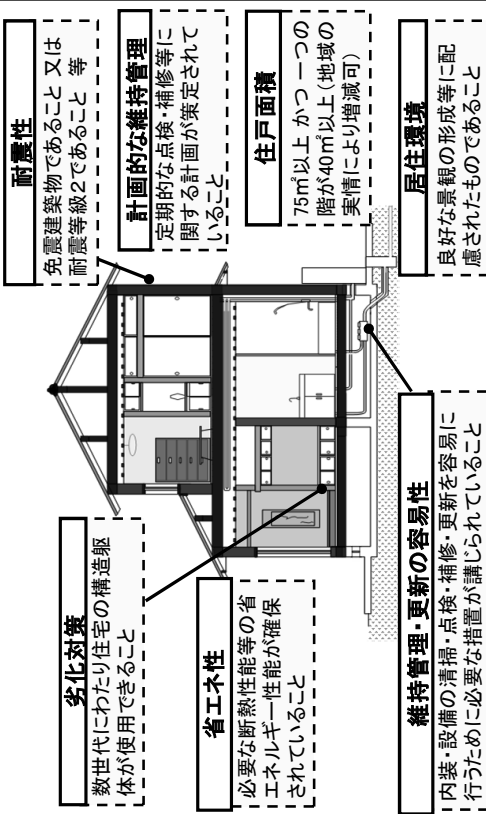
要望

現行の措置を2年間（令和2年4月1日～令和4年3月31日）延長する。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律

良質な住宅が建築され、長期にわたり良好な状態で使用するため、耐久性、耐震性、維持保全容易性、可変性等を備えた住宅を認定

《長期優良住宅認定基準のイメージ（新築・戸建て）》



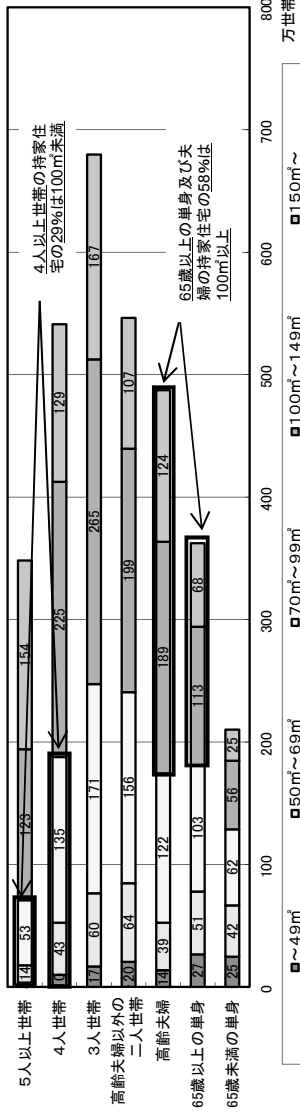
居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長(所得税・個人住民税)

国民一人一人が、それぞれのライフステージに応じた住宅を無理のない負担で円滑に取得できる住宅市場を実現するため、居住用財産の買換え等に係る特例措置を2年間延長する。

施策の背景

居住のミスマッチ

世帯人数の多い世帯と高齢者単身・夫婦世帯が住む住宅の広さにミスマッチがみられる



住宅売却損益の発生状況

居住用財産の譲渡のうち、約7割において売却損が発生しており、住替えの支障となっている。また、譲渡益が発生する場合にも、多額の税負担が発生している。

住宅売却損益の発生状況



※売却時に築年数5年超の住宅

損得なし 3.9%

(出典)：(一社)不動産流通経営協会

要望の概要

特例措置の内容

※いずれも【所得税・個人住民税】

【譲渡益が生じた場合】

- ① 住宅の住替え(買換え)で、譲渡による収入金額が買換資産の取得額以下の場合には、譲渡がなかったものとして、譲渡による収入金額が買換資産の取得額以上の場合には、その差額分について譲渡があったものとして課税

【譲渡損が生じた場合】

- ② 住宅の住替え(買換え)で譲渡損失が生じた場合であって、買換資産に係る住宅ローン残高がある場合は、譲渡損失額を所得金額の計算上控除(以降3年間繰越控除)
- ③ 住宅を譲渡した際に譲渡損失が生じた場合であって、譲渡資産に係る住宅ローン残高が残る場合は、住宅ローン残高から譲渡額を控除した額を限度に、所得金額の計算上控除(以降3年間繰越控除)

要望

現行の措置を2年間(令和2年1月1日～令和3年12月31日)延長する。

買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長(登録免許税)

既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図るため、宅地建物取引業者が既存住宅を取得し、一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を個人の自己居住用住宅として譲渡する場合において、宅地建物取引業者から、当該住宅を取得した買主の移転登記に課される登録免許税を減額する特例措置の適用期限を2年間延長する。

施策の背景

- 既存住宅流通・リフォーム市場の更なる活性化に向けて、平成30年4月より、宅地建物取引業法の改正によるインスペクシヨンの活用や「安心R住宅」制度などの取組を開始したところ。
- 買取再販は、ノウハウを有する事業者が既存住宅を買い取り、質の向上を図るリフォームを行いエンドユーザーに販売する事業。消費者が安心して購入できることから、既存住宅流通・リフォーム市場の拡大に大きな役割を果たすものとして期待。

目標

2025年までに既存住宅流通市場規模を8兆円に、リフォーム市場規模を12兆円に倍増

[未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)]

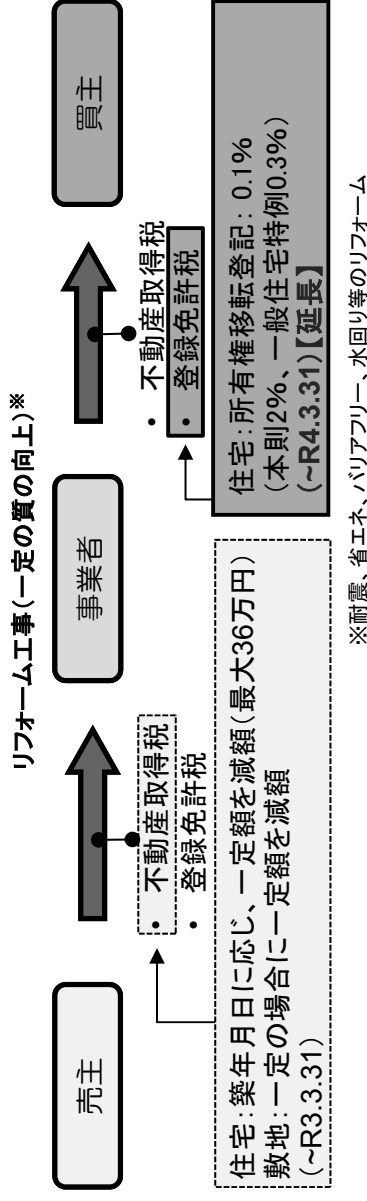
要望の概要

特例措置の内容

- 個人が宅地建物取引業者により一定の質の向上を図るための特定の増改築等が行われた既存住宅を取得した場合に、所有権移転登記について税率軽減
((本則 2%、一般住宅特例0.3%) → 0.1%)

要望

- 現行の措置を2年間 (令和2年4月1日～令和4年3月31日) 延長する。



既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る税額の減額措置の延長 (固定資産税)

既存住宅の耐震化・バリアフリー化・省エネ化・長寿命化を進め、住宅ストックの性能向上を図るため、住宅リフォーム(耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォーム)をした場合の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- 我が国の住宅ストックは戸数的には充足。既存住宅活用型市場への転換が重要
- 既存住宅活用型市場の柱である、住宅リフォーム市場規模は伸び悩んでいる現状
- ➡ リフォームにより住宅ストックの性能を高めるとともに、リフォーム市場を活性化することが必要

住生活基本計画(平成28年3月閣議決定)

- 耐震化リフォームによる耐震性の向上、長期優良住宅化リフォームによる耐久性等の向上、省エネリフォームによる省エネ性の向上と適切な維持管理の促進
- 住宅のバリアフリー化やヒートショック対策を推進

要望の概要

特例措置の内容

【固定資産税】工事翌年(*)の固定資産税の一定割合を減額

	減額割合	適用期限
耐震	1/2減額	R2.3.31
バリアフリー	1/3減額	
省エネ	1/3減額	
長期優良住宅化*	2/3減額	

※ 耐震改修又は省エネ改修を行った住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

(*) 特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅について、耐震改修をした場合は2年間1/2減額、耐震改修をして認定長期優良住宅に該当することとなった場合は翌年度2/3減額、翌々年度1/2減額

要望

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

バリアフリーリフォームのイメージ



洗面所入口の拡幅工事



・壁を一部解体し、出入口を拡幅
・段差解消

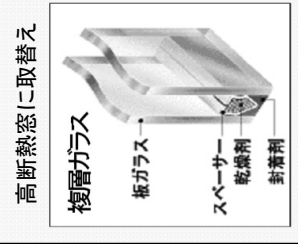


省エネリフォームのイメージ



共同住宅
(外付けフレーム補強)

戸建住宅
(筋交いの設置等)



高断熱窓に取替え

複層ガラス

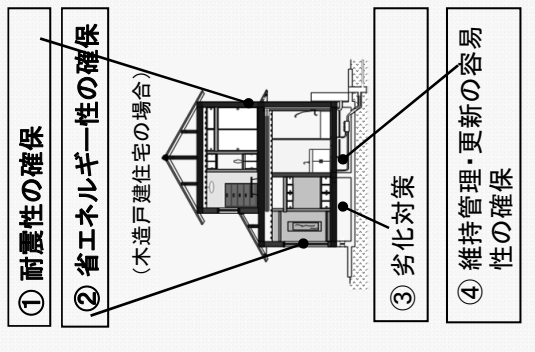
板ガラス

スペーサー

乾燥剤

封着剤

長期優良住宅化リフォームの認定基準



① 耐震性の確保

② 省エネルギー性の確保
(木造戸建住宅の場合)

③ 劣化対策

④ 維持管理・更新の容易性の確保

居心地が良く歩きたくなくなるまちなかの創出のための特例措置の創設(固定資産税・都市計画税)

「居心地が良く歩きたくなくなるまちなか」の創出のため、官民一体となってまちの魅力向上を図るための新たな制度に基づき、公共空間の拡大・質の向上につながる民地の開放・施設の改修等に関する特例措置を創設する。

施策の背景

- 都市再生の取組をさらに進化させるには、多様な人々の出会い・交流の場を提供する「居心地が良く歩きたくなくなるまちなか」の創出が必要。
- 行政による街路、公園等の公共施設の改修・利活用と併せて、周辺の民間所有施設等についても一体的に公共空間として活用し、官民一体となって、魅力的な公共空間への転換・確保を進めることが重要。
- 公共空間の提供自体は、まち全体の魅力向上・活性化には資するもの、それ単体では収益を生まないことに加え、まちの魅力を高めるための施設の改修は、一般的に、初期投資に加え、維持管理費の増加が見込まれ、必ずしも経済合理性にそぐわない。
- 公共施設と一体となって利活用するための民間所有敷地の開放・施設の改修等について税制特例措置を講じ、公共空間の拡大及び質の向上を推進。(成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画(令和元年6月21日 閣議決定)等に位置付け)

要望の概要

- 市町村が、「居心地が良く歩きたくなくなるまちなか」への転換を図るべき区域(※)を設定し、まちの魅力向上のため、官民一体となった公共空間の拡大・質の向上への取組を推進する新たな制度を創設。
※「滞在者等快適性等向上区域(仮称)」
- この制度に基づき、行政による公共施設の改修・利活用と併せて、周辺の土地所有者等が公共空間として活用するために開放した敷地や、公共施設との一体性を高めるために改修した建物低層部等について、税制特例を適用。

特例措置の内容

- ①公共空間の拡大を図るために敷地を公共施設等の用に供した場
合の課税の特例

【固定資産税・都市計画税】
道路、広場等の公共施設等の用に供されている土地の課税標準額を5年間1/2に軽減

要望

上記①、②について3年間(令和2年4月1日～令和5年3月31日)の特例措置を創設する。

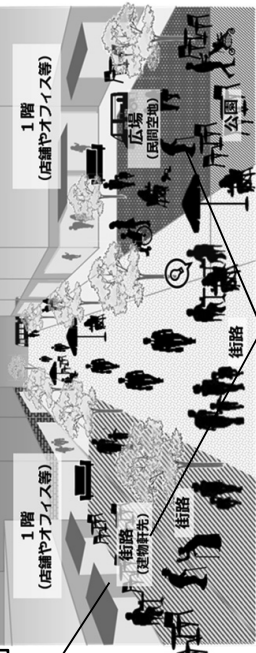
<「居心地が良く歩きたくなくなるまちなか」のイメージ>

②軒先へのウッドデッキ、ベンチ等の設置による滞留スペースの提供や、建物低層部のガラス張り化等により、公共施設との一体性を高め、アイレベルでのまちの魅力向上に資する改修等



1階をガラス張りの店舗にリノベーションするとともに、民間敷地の一部を広場化 (宮崎県日南市)

公共施設と、周辺の民間空地や建物軒先などの一体的利活用により、公共空間を拡大・まちなかの魅力向上を実現 → 「居心地が良く歩きたくなくなるまちなか」へ



①街路、広場等として民地を開放し、公共空間を拡大

- ②公共施設との一体性を高め、まちの魅力向上に資する建物低層部・敷地の改修等に係る課税の特例

【固定資産税・都市計画税】
改修後の家屋(原則として1階部分)及び償却資産の課税標準額を5年間1/2に軽減

都市のスポンジ化(低未利用土地)対策のための特例措置の延長(登録免許税、不動産取得税、固定資産税等)

人口減少下にあっても持続可能なコンパクトシティの形成に向けて、立地適正化計画に定める居住誘導区域等の区域内の低未利用土地などの利用促進や、地域の利便の確保・維持に不可欠な施設の整備・管理の促進を図るための特例措置を延長する。

施策の背景

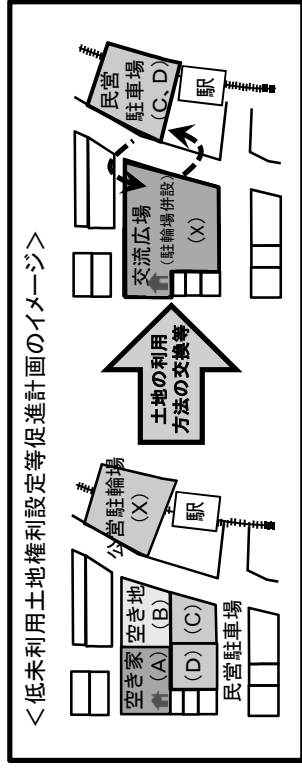
多くの都市で、空き地・空き家等の低未利用土地が時間的・空間的にランダムに生じる「都市のスポンジ化」が進行し、居住や都市機能の誘導を図るべき区域においても、生活利便性の低下、治安・景観の悪化、地域の魅力(地域バリュー)の低下等の問題を生じさせ、コンパクトなまちづくりを進める上で重大な障害となっている。

要望の概要

■ 低未利用土地権利設定等促進計画に係る特例措置

<制度概要>

市町村が、低未利用土地などの利用意向を捉えて、関係地権者等の合意を得ながら、計画を策定し、必要な所有権・利用権の設定を促進。



特例措置の内容

【登録免許税】

計画に基づく土地・建物の取得等について以下のとおり税率を軽減

- ・地上権等の設定登記等(本則1%→0.5%)
- ・所有権の移転登記(本則2%→1%)

【不動産取得税】

計画に基づく一定の土地の取得について軽減(課税標準の1/5控除)

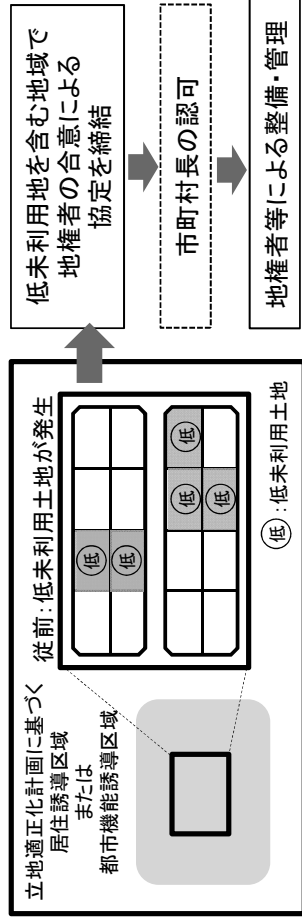
要望

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

■ 立地誘導促進施設協定に係る課税標準の特例措置

<制度概要>

地域コミュニティやまちづくり団体等による交流広場やコミュニティ施設などの整備・管理を促進するため、地権者が協定を締結。



特例措置の内容

【固定資産税・都市計画税】

協定に基づき整備・管理する公共施設等(道路・広場等)について都市再生推進法人が有料で借り受けたもの以外で管理する場合は課税標準を2/3に軽減(5年以上の協定の場合は3年間、10年以上の協定の場合は5年間)

外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充(消費税・地方消費税)

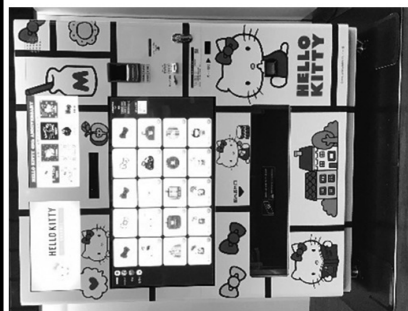
免税店の許可要件について、従業員を介さずに免税販売手続を行うことが出来る機器を設置した場合には、必要な人員の配置等を不要とする措置を講じることにより、訪日外国人旅行者への販売機会の増加に繋げ、外国人旅行消費額のより一層の拡大と地方を含めた免税店数の更なる増加を図る。

施策の背景

- 現行では、免税店の許可申請において、必要な人員を配置することが要件となっている。
- 近年、訪日外国人旅行者向けにお土産を販売するIoT技術を搭載した自動販売機が人気であり、従業員を介さずに販売を行った物品についても免税の対象にして欲しいという事業者のニーズがある。

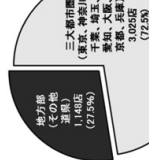


IoT自動販売機



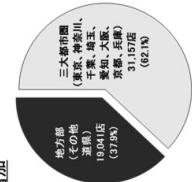
三大都市圏と地方部の免税店数

2012年4月1日
4,173店



地方部で17,893店増加

2019年4月1日
50,198店

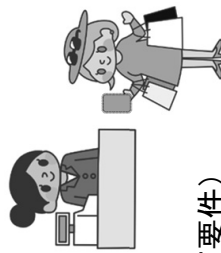


要望の概要

要望内容

○ 免税店の許可要件について、従業員を介さずに免税販売手続を行うことが出来る機器を設置した場合には、免税販売手続に必要な人員の配置等を不要とする措置を講じる。

(現行)



(許可要件)

免税販売手続に必要な人員の配置等が必要

+



(許可要件)

従業員を介さずに免税販売手続を行うことが出来る機器の設置で可

(追加)

これまでの消費税免税制度の拡充

- 〈第一弾〉(平成26年10月運用開始)
 - ・一般物品に加え、消耗品も消費税の免税対象に追加
- 〈第二弾〉(平成27年4月運用開始)
 - ・免税手続きの第三者への委託を可能とし、免税手続一括カウンターの設置 等
- 〈第三弾〉(平成28年5月運用開始)
 - ・一般物品の購入下限額引下げ
 - ・購入者誓約書の電磁的記録による保存等
- 〈第四弾〉(合算 : 平成30年7月運用開始
電子化 : 令和2年4月運用開始予定)
 - ・一般物品と消耗品の合算
 - ・免税販売手続きの電子化
- 〈第五弾〉(令和元年7月運用開始)
 - ・「臨時免税店」制度の創設

航空機燃料料に係る特例措置の延長(航空機燃料税、航空機燃料譲与税)

訪日外国人旅行者の地方誘客を強力に推進するためにも、地方航空ネットワークの維持・強化を図る必要があることから、航空機燃料税に係る軽減措置を3年間(沖繩路線においては2年間)延長する。

施策の背景

【地方航空ネットワークの現状】

- ・訪日外国人旅行者を地方に誘客するためには、地方航空ネットワークを充実させ、首都圏空港等経由で地方に送客することが必要。
- ・しかしながら、地方航空ネットワークは、航空機燃料税の軽減措置により一定の回復が図られているものの、いまだ十分な水準に達していない。
- ・主要本邦社の国内航空路線の半数以上は赤字路線であり、航空機燃料税の軽減措置が路線維持を下支えしている状況。

引き続き地方航空ネットワークの維持・強化を推進することが不可欠

要望の概要

特例措置の内容

【航空機燃料税】 航空機燃料税の税率を軽減

	平成22年度以前
本則	26,000円/キロリットル
特定離島路線	19,500円/キロリットル
沖繩路線	13,000円/キロリットル

軽減

現行(平成23～31年度)

18,000円/キロリットル
13,500円/キロリットル
9,000円/キロリットル

延長

要望(令和2～4年度)

18,000円/キロリットル
13,500円/キロリットル
9,000円/キロリットル

【航空機燃料譲与税】 航空機燃料税から地方自治体へ譲与する割合を引き上げ (2/13 → 2/9)

要望

- 本則、特定離島路線：現行の措置を3年間(令和2年4月1日～令和5年3月31日)延長する。 ※沖繩振興特別措置法の期限
沖繩路線：現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日※)延長する。《内閣府と共同要望》
- 航空機燃料譲与税について、現行の措置を3年間(令和2年4月1日～令和5年3月31日)延長する。

国内線航空機に係る特例措置の延長(固定資産税)

安定的な航空輸送サービスの提供及び地方航空ネットワークの維持を図るため、特例措置の適用期限を2年間延長する。

施策の背景

大都市圏・拠点空港の現状

- 大都市圏の拠点空港においては、空港容量が恒常的に不足
- 大都市圏からの交流人口・関係人口の拡大や、インバウンド需要を取り込むため、需要に応じた安定的な航空輸送サービスの提供が課題

地方航空路線を巡る環境

- 地方において顕著な少子高齢化、過疎化の急速な進展に伴う需要減少・採算悪化
- 内部補助など航空会社の企業努力による地方航空ネットワーク維持の限界
- 耐用年数を迎え、機材更新が必要な地域航空会社の小型機が増加

安定的な航空輸送サービスの提供&地方航空ネットワーク維持のための支援が必要

要望の概要

特例措置の内容

【固定資産税】

国内線の航空機について、別表のとおり軽減

要望

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

別表

- ① 最大離陸重量200トン以上
最初の3年間2/3
- ② 最大離陸重量200トン未満
最初の5年間2/5
- ※ ②は地方路線就航時間割合2/3以上
(2/3未満は①と同率を適用)
- ③ 最大離陸重量50トン未満
初年度3/8、その後4年間2/5
- ④ 最大離陸重量30トン未満
最初の5年間1/4
- ※ ③④は特に地方的路線時間割合2/3以上
(2/3未満は②と同率を適用)

大型機 (B777等)	200トン→	購入後 3年
中・小型機 (B767・B737等) <td>50トン→</td> <td>2/5に軽減 5年</td>	50トン→	2/5に軽減 5年
リージョナル機 (ERJ等) <td>30トン→</td> <td>1年 3/8 2/5に軽減 5年</td>	30トン→	1年 3/8 2/5に軽減 5年
リージョナル機 (ATR等) <td></td> <td>1/4に軽減 5年</td>		1/4に軽減 5年

<政策目標>

- ・ 安定的な航空輸送サービスの提供
- ・ 地方航空ネットワークの維持

鉄道事業再構築事業に係る特例措置の延長(固定資産税・都市計画税)

地域公共交通活性化・再生法に基づき、鉄道事業再構築事業を実施することにより、地域の暮らしを支える地域鉄道の維持・活性化を図る。

施策の背景

- 地域鉄道を取り巻く経営環境が年々厳しさを増す中、鉄道事業者による利用促進策や合理化努力も限界に達しつつあり、路線の廃止に至る例が全国各地で出てきている。
- こうした状況を踏まえ、平成20年5月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正により鉄道事業再構築事業を創設し、創意工夫をして鉄道の再構築に主体的に取り組む地域を、国として総合的かつ強力に支援することにより、地域の暮らしを支える地域鉄道の再構築を推進してきたところであり、本特例措置が必要不可欠である。

<本特例の適用対象の前提となる予算措置>

■ 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業 ※

《補助対象設備》

- ・線路設備、電路設備、停車場設備 等

■ インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業 ※

《補助対象設備》

- ・車両設備(インバウンド対応のものに限る)

※補助率は、1/3または1/2

地域公共交通活性化再生法に基づく鉄道事業再構築事業を実施する事業のうち、財政状況の厳しい地方公共団体が支援する費用相当分について補助率1/2等

線路設備



(軌道改良(PCまくら木化)) (自動列車停止装置(ATS))

電路設備



車両の更新



要望の概要

特例措置の内容

【固定資産税・都市計画税】

地域鉄道の輸送の維持・活性化のため、鉄道事業再構築事業(自治体が鉄道用地を保有する等の事業構造の変更)を実施する鉄道事業者が、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助金等を受けて整備した安全性の向上に資する償却資産等について、課税標準を5年間1/4に軽減

要望

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例の延長等(所得税・法人税)

デフレからの脱却を完全なものとし、名目GDP600兆円に向けた経済成長の実現を図るため、長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合、譲渡した事業用資産の譲渡益の課税の繰延べを認める措置の3年間延長等を行う。

施策の背景

○企業の所有する長期保有土地等の譲渡益を活用した事業再編、確実な国内設備投資を喚起し、企業の生産性向上・産業の空洞化防止を図ることが、喫緊の課題

参考:【経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)】

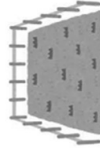
「政府は、(中略)適切な物的・人的投資の一層の喚起等によって、潜在成長率を引き上げ、成長力の強化を進める。」

○土地取引の活性化により土地の有効利用等を促進することが、ダブル脱却・内需拡大に不可欠

○土地の流動化を通じた不動産ストックの価値向上を図り、ひいては都市の競争力強化、地域活性化を実現することが、経済再生、地方創生のために必要

【具体的な活用事例】

所在地	関東地方
用途	工場跡地

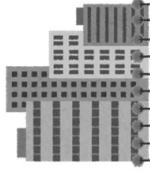


(製造業)

所在地	近畿地方
用途	研究施設



所在地	東京都内
用途	未活用のおフィスビル



(不動産業)

所在地	九州地方、中部地方等
用途	ホテル・旅館

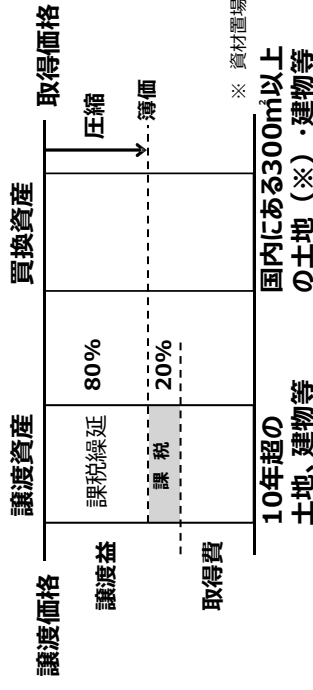


要望の概要

特例措置の内容

【法人税・所得税】

10年超保有する事業用資産を譲渡し、新たに事業用資産を取得した場合、譲渡した事業用資産の譲渡益について、80%(一部75%・70%)の課税繰延べ



要望

現行の措置の3年間(令和2年4月1日～令和5年3月31日)延長等を行う。

低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置の創設(所得税・個人住民税)

人口減少が進展し利用ニーズが低下する土地が増加する中で、土地の適切な利用・管理を行う者への土地の譲渡を促進し、更なる所有者不明土地の発生を予防するため、個人が保有する低額な土地等の譲渡所得の特例措置を創設する。

施策の背景

- 地方部を中心に、全国的に空き地が増加。
(地方部における世帯所有の「宅地」の約10%が空き地)

【典型的なケース】

- 少額取引の場合、相対的に譲渡費用(測量費、解体費等)の負担が重い。
- 譲渡費用に見合った希望額での売却が実現しづらい。



- 利活用していない土地を売却せずに所有(売却するインセンティブがない)

土地に新たな価値を見出し、適切な利用・管理を行おうとする者に対して、土地保有者が土地を売却する適切なインセンティブを付与
⇒ 土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化を
実現(更なる所有者不明土地の発生を予防)

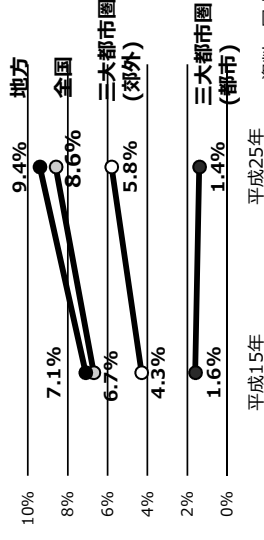
○ 経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)
土地の適切な利用・管理の確保(略)、所有者不明土地の発生を予防するための(略)期限を区切って対策を推進する。

要望の概要

要望

【所得税・個人住民税】個人が、譲渡価額が低額のもの等一定の土地等を譲渡した場合に、長期譲渡所得の特例措置を創設する。

■ 空き地面積の推移



資料：国土交通省「土地基本調査」

【利活用されていない少額の空き地等の活用イメージ】



- 移住者等の居住、店舗、事務所、アトリエ等の利用
- 隣地所有者による管理・利活用

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長 (所得税・法人税・個人住民税・法人住民税)

良好な環境を備えた住宅・宅地開発等の事業を促進するため、当該事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例措置(軽減税率)を3年間延長する。

施策の背景

一般的に良好な環境を備えた住宅・宅地開発は事業期間が長く、規模も大きいため、事業のコスト・リスク等が高くなっており、市場原理に任せただけでは十分に供給が進まない



税制上の特例措置を講じ、一定の優良な事業(※)を行う民間事業者等の用地取得を円滑化することにより、事業に要する期間の短期化、事業のコストやリスクの軽減を図る

(※)

都市再開発法による第一種市街地再開発事業・密集市街地整備法による防災街区整備事業・都市計画法の開発許可を受けて行う1,000㎡以上の住宅地造成事業・都市計画区域内における25戸以上の住宅又は15戸以上若しくは床面積が1,000㎡以上の中高層の耐火共同住宅の建設 等

地権者
土地の譲渡益課税の軽減

事業用地

用地取得の円滑化

事業者
事業に係るコスト・リスクの軽減



暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成の促進・都市の安全性向上 等

要望の概要

特例措置の内容

【所得税・個人住民税等】

一定の事業のために土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得(2,000万円以下の部分)に係る税率を軽減

	所得税	個人住民税	合計
本則	15%	5%	20%
特例	10%	4%	14%
軽減部分	5%	1%	6%

要望

※法人は、重課制度(長期5%)が適用除外。
(重課制度は令和元年度末まで課税停止。)

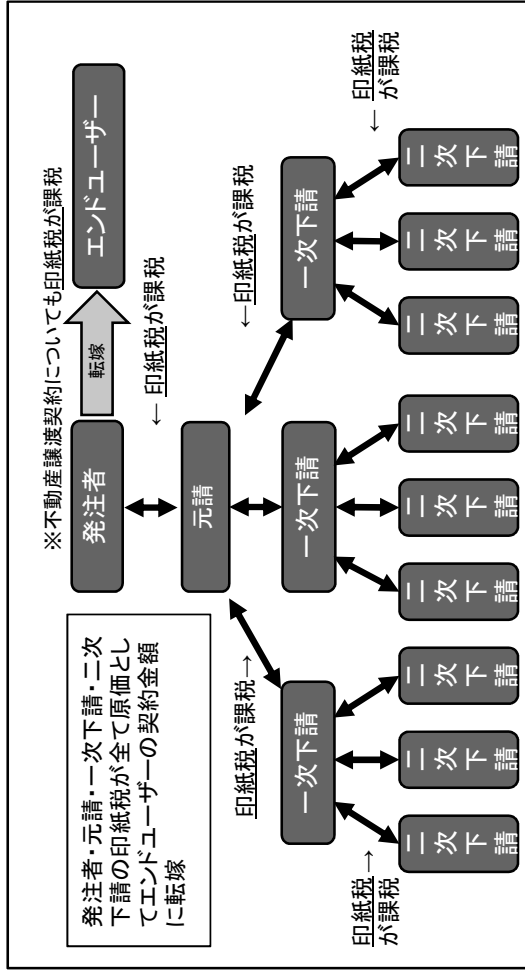
現行の措置を3年間(令和2年1月1日～令和4年12月31日)延長する。

工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長(印紙税)

工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- ・建設業においては、重層下請請負構造の中で多段階にわたり課税。
- ・さらに、不動産流通段階でも課税され、最終的にはエンドユーザー(例:戸建住宅等)を購入する個人、工場建設の施主となる中小企業などに転嫁。
- ・このため、建設工事や不動産流通のコストを抑制し、消費者負担を軽減することにより、建設投資の促進、不動産取引の活性化を図る。



要望の概要

特例措置の内容

【印紙税】

工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税について、右表の「現行の特例措置」のとおり軽減

要望

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

契約金額		本則	現行の特例措置
不動産の譲渡に関する契約書	建設工事の請負に関する契約書		
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円 (50%減)
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1,000円	500円 (50%減)
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2,000円	1,000円 (50%減)
500万円超	1,000万円以下	1万円	5,000円 (50%減)
1,000万円超	5,000万円以下	2万円	1万円 (50%減)
5,000万円超	1億円以下	6万円	3万円 (50%減)
1億円超	5億円以下	10万円	6万円 (40%減)
5億円超	10億円以下	20万円	16万円 (20%減)
10億円超	50億円以下	40万円	32万円 (20%減)
50億円超		60万円	48万円 (20%減)

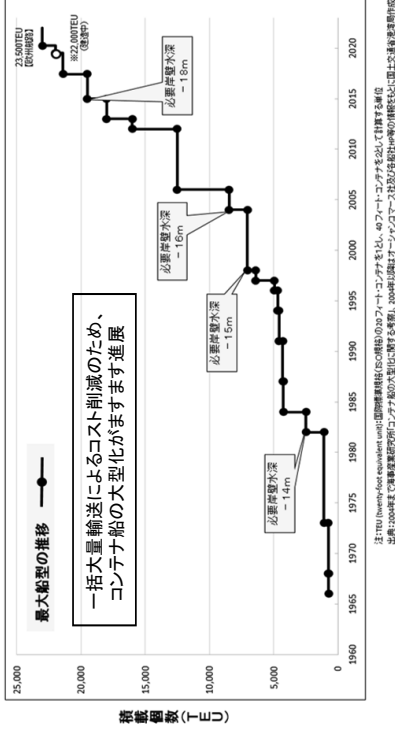
国際基幹航路の寄港の維持・拡大を図るための特例措置の創設(とん税・特別とん税)

国際コンテナ戦略港湾政策の政策目的である国際基幹航路の我が国への寄港の維持・拡大を実現するため、国際基幹航路を運航する外貿コンテナ貨物定期船に係るとん税・特別とん税について、所要の特例措置を創設する。

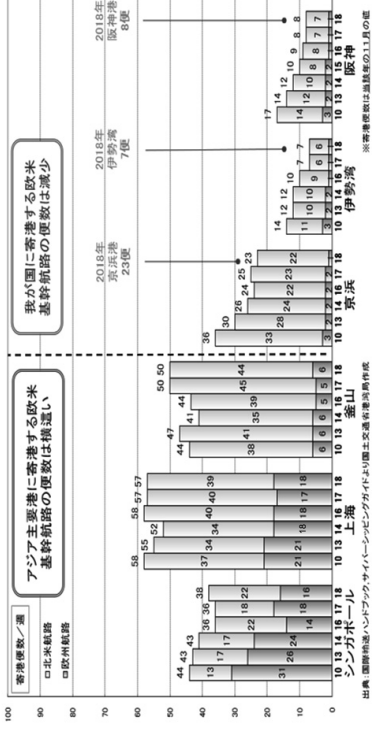
施策の背景

- 世界的なコンテナ船の大型化、船社間のアライアンスの進展により、国際基幹航路の寄港地の絞り込みが進んでいる。このようなか、国際基幹航路の我が国への寄港を維持・拡大するためには、釜山港を始めとする近隣諸国の競合港と比較して劣後している入出港等に係るコストの軽減が必要。
- とりわけ、我が国における現状のとん税・特別とん税制度については、国際基幹航路に投入されるコンテナ船にとって不利な制度となっており、近隣諸国の競合港とのコスト差を拡大させる要因となっている。

コンテナ船の大型化が進展



我が国港湾に寄港する欧米基幹航路便数が減少



- このため、国際基幹航路を運航する外貿コンテナ貨物定期船が国際戦略港湾に入港した場合に係るとん税・特別とん税について、所要の措置を講じることにより、近隣諸国の競合港とコスト面での競争条件のイコールフットイングの実現を図り、もって国際基幹航路の我が国への寄港の維持・拡大を目指す。

要望の概要

国際基幹航路(欧州・北米・中南米・アフリカ)を運航する外貿コンテナ貨物定期船が国際戦略港湾(京浜港、阪神港及び港湾法附則第31項の規定による名古屋港、四日市港)に入港した場合に係るとん税・特別とん税について、所要の措置を講じる。

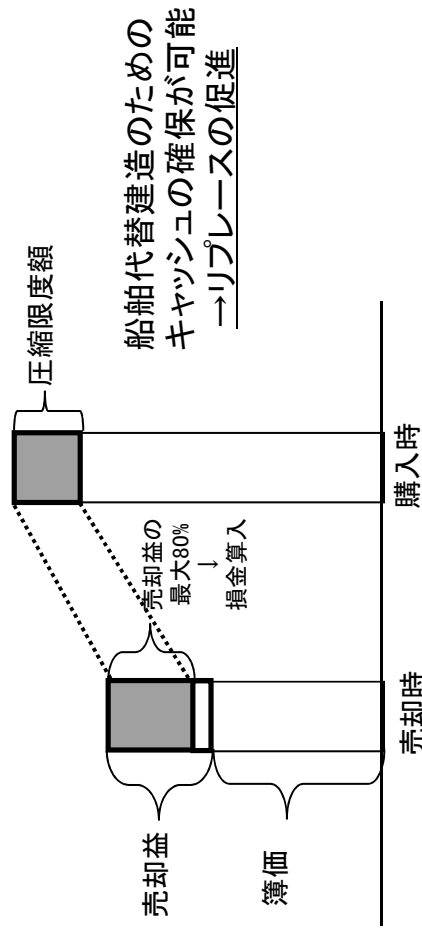
海上運送業における船舶の買換特例の延長(所得税・法人税)

環境負荷低減を図りつつ代替を促進し、計画的かつ安定的な船隊の維持・整備を図るため、船舶から船舶への買換及び交換に係る本税制特例措置を3年間延長する。

施策の背景

- 我が国は、貿易の99.6%、国内貨物輸送の約4割(産業基礎物資の約8割)を海上輸送に依存しており、また災害時の支援物資等の輸送を担うなど、海運は我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラ。
- 国際的・社会的にCO2削減等の環境負荷低減が求められている海運について、環境負荷低減に資する船舶の普及を促進する必要がある。
- 事業環境にとらわれずに、多額の資金を要する船舶の代替を促進することで、環境負荷低減を図りつつ、計画的かつ安定的に船隊を維持・整備する必要がある。

(参考) <税額計算模式図>



要望の概要

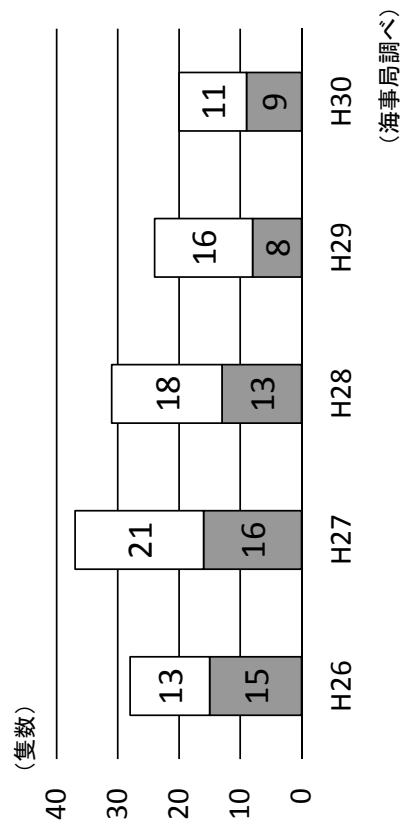
特例措置の内容

【所得税・法人税】船舶を譲渡し、新たに船舶を取得した場合における譲渡資産譲渡益について、80%の課税繰延べ

要望

現行の措置を3年間(令和2年4月1日～令和5年3月31日)延長する。

適用実績



国際船舶の登記に係る特例措置の延長(登録免許税)

日本商船隊における国際船舶※の増加を促進し、外航日本船舶の国際競争力強化を図ることで、我が国経済活動を支える安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の確立を図る。
 ※ 日本船舶であって国際海上輸送の確保上重要な船舶

施策の背景

- 四面を海に囲まれた我が国では、貿易量の99.6%を海上輸送に、そのうち66.9%を日本商船隊にそれぞれ依存。
- 安定的な国際海上輸送を確保する上で、日本商船隊の中核を担う国際船舶の増加を図ることが必要。



登録免許税の軽減措置の延長を図り、国際船舶の取得コストを軽減し、国際競争力を確保することが不可欠。

要望の概要

特例措置の内容

【登録免許税】
 国際船舶に係る登録免許税について
 税率軽減(本則 0.4%→特例 0.35%)

要望

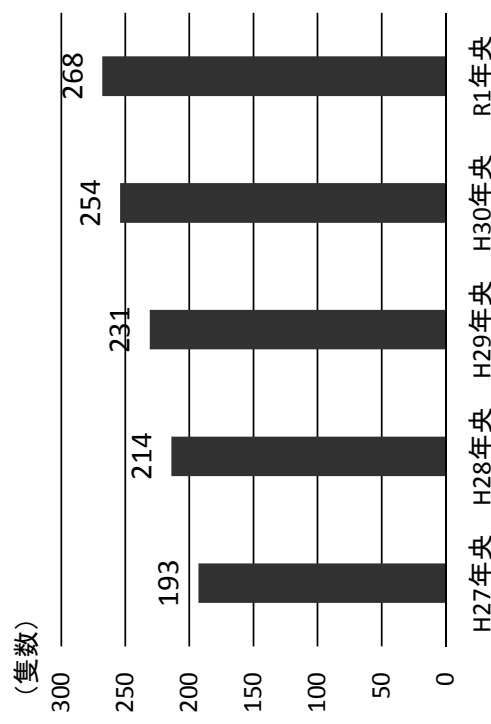
現行の措置を2年間延長する。
 (令和2年4月1日～令和4年3月31日)

諸外国の登録免許税 又は登録料(1隻あたり)

日本(軽減後)	1,925万円
シンガポール	409万円
ノルウェー	389万円
ドイツ	317万円
中国(香港)	21万円
オランダ	4万円
イギリス	2万円
アメリカ	1万円
デンマーク	非課税
フランス	非課税
パナマ	非課税
リベリア	非課税

※船価50億円の貨物船(10万GT(6.6NT))の例

国際船舶の隻数推移



物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長 (所得税・法人税・固定資産税・都市計画税)

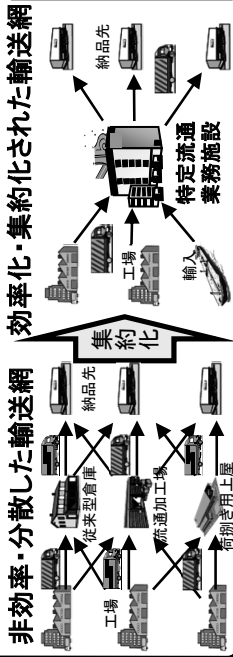
物流分野における労働力不足や環境負荷低減の重要性の高まり等に対応するため、物流総合効率化法の認定計画に基づき、認定事業者が取得した事業用資産に係る特例措置を2年間延長する。

施策の背景

背景

- ・トラックドライバー不足が深刻化する中、これまで労働生産性を向上させる取組を推進してきたところ
- ・一方で、高度化する物流を支えるためには、より一層の労働生産性の向上が不可欠
- ・持続可能な物流の実現に向けて、省労働力型の物流体系の構築をさらに強力に推進することが必須

輸送と保管の連携が図られた倉庫の整備促進



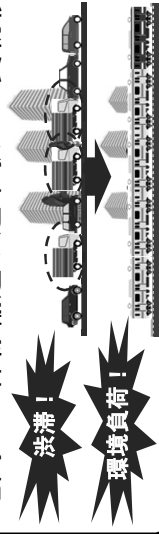
「トラック予約受付システム」の導入
→トラックの到着時間が標準化され、荷待ち時間が削減

事業の効果

輸送網の集約や、荷待ち時間の削減等により、
① **輸送フローの効率化**
② **生産性の向上**
③ **CO₂の排出量削減**

旅客鉄道を利用した新たな物流システム構築

旅客車両1編成の全部又は一部のスペースを活用し、車両基地間での幹線輸送や途中駅での貨物積卸しを実施。



事業の効果

モーダルシフトの推進により、
① **CO₂の排出量削減**
② **トラックドライバー不足対策**
③ **定時性・スピード性に優れた貨物輸送**

要望の概要

特例措置の内容

- 輸送と保管の連携が図られた倉庫の整備促進
【所得税・法人税】倉庫用建物等について、5年間10%の割増償却
【固定資産税・都市計画税】倉庫について、課税標準を5年間1/2とする
【固定資産税】附属機械設備について、課税標準を5年間3/4とする
- 旅客鉄道を利用した新たな物流システム構築
【固定資産税】貨物用鉄道車両について、課税標準を5年間2/3(※中小鉄軌道事業者は5年間3/5)とする
【固定資産税】貨物搬送装置について、課税標準を5年間3/5とする

要望

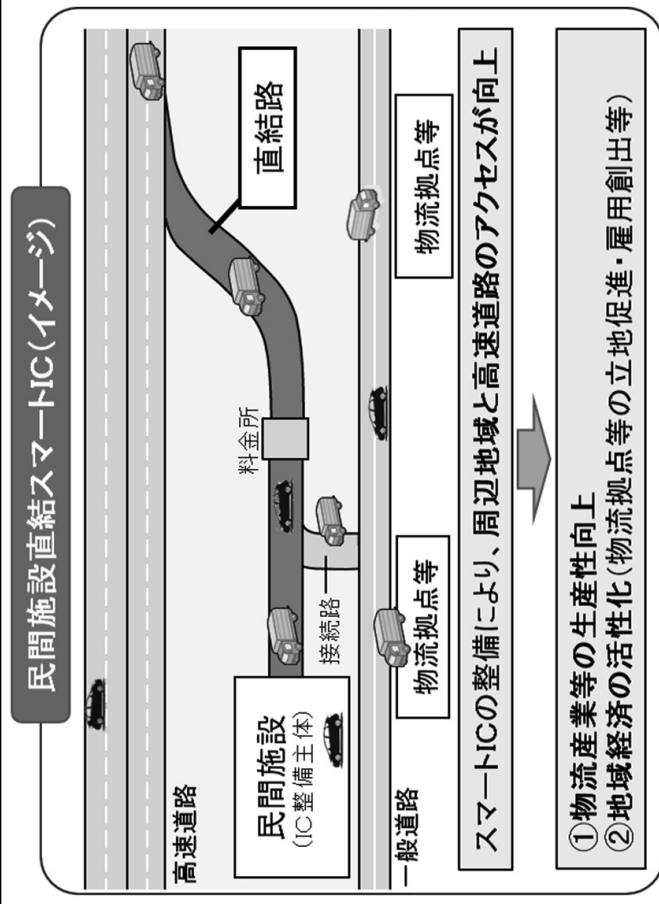
・現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

民間施設直結スマートインターチェンジ整備に係る特例措置の延長(登録免許税)

民間事業者が民間施設直結スマートインターチェンジの用に供する土地を取得した場合の登録免許税の非課税措置を2年間延長する。

施策の背景

- 平成29年度に高速道路と近傍に位置する大規模な物流施設や工業団地、商業施設等の民間施設を直結する民間施設直結スマートインターチェンジを民間企業の発意と負担により整備する制度を創設。
- 高速道路を活用した企業活動の支援により経済の活性化を図るとともに、民間施設直結スマートインターチェンジを一般交通も利用可能とし、広く高速道路の利便性を向上させるため、当該制度の活用を推進する必要がある。
- 民間施設直結スマートインターチェンジは道路法の道路であり、管理は自治体が行うが、民間事業者が土地の取得を含めた整備を行うため、本特例措置の延長が不可欠。



要望の概要

特例措置の内容

【登録免許税】

民間事業者による民間施設直結スマートインターチェンジ整備にあたり必要となる土地の所有権移転登記に係る登録免許税を非課税(本則2%)とする。

要望

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

JR貨物が取得した高性能機関車に係る特例措置の延長（固定資産税）

JR貨物が取得した高性能機関車に係る課税標準の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- JR貨物が保有する車両のうち国鉄から承継した老朽機関車は、依然、機関車全体の約3割を占めていることから、環境に優しい鉄道貨物へのモータリシフトを推進することによりCO2排出量の削減を図るためには、大量牽引・高速走行が可能な高性能機関車への更新を推進する必要がある。

【JR貨物の機関車の車両数の推移】

	H10.4 現在	H31.4 現在
旧国鉄承継機関車	793(90%)	154(28%)
JR貨物取得機関車	87(10%)	399(72%)
計	880(100%)	553(100%)

鉄道貨物輸送の効率化のため、高性能機関車の導入が必要不可欠



最高速度：95km/h
最高出力：1,147kw

最高速度：110km/h
最高出力：1,920kw

要望の概要

特例措置の内容

【固定資産税】JR貨物が国鉄から承継した老朽車両を更新するために新造した大量牽引・高速走行が可能な高性能機関車の課税標準を5年間3/5に軽減

要望

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

鉄道駅等のバリアフリー施設に係る特例措置の延長(固定資産税・都市計画税)

バリアフリー施策に係る課税標準の特例措置について1年間延長する。

施策の背景

- 高齢化が進む我が国において、高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会参加の機会を確保するため、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性・安全性を高める施策を講じることが喫緊の課題。

【移動等円滑化の促進に関する基本方針】(平成23年3月31日)

1日当たりの利用者数3,000人以上の原則全ての鉄動道駅

<目標年度:2020年度>

- > エレベーター等を設置することを始めとした段差の解消
- > ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備等

【交通政策基本計画】(平成27年2月13日閣議決定)

大都市等において、高齢者や障害者、妊産婦等の自立した日常生活や社会生活を確保するため、ホームドアの設置やベビーカーの利用環境改善等、必要な対策を深化特に、視覚障害者団体からの要望が高い鉄道駅及び1日当たりの平均利用者数が10万人以上の鉄道駅について、「移動円滑化の促進に関する基本方針」に則り、ホームドア又は内方線付きJIS規格化点状ブロックによる転落防止設備の優先的な整備

<ホームドアの設置数>

2013年度 583駅 → 2020年度 約800駅

- 公共交通機関のバリアフリー化については、施設等の整備・導入時に多大な費用がかかる上、取得した施設等の維持管理にもコストがかかるが、償却資産に対する固定資産税などを減額することにより、施設等の取得に伴う負担が軽減されることから、施設等の整備・導入に対するインセンティブになることが見込まれる。

要望の概要

特例措置の内容

【固定資産税・都市計画税】 課税標準を5年間2/3に軽減

- 鉄道事業者等が取得した「ホームドアシステム」及びその設置に係る償却資産

- ・1日あたり利用者数10万人以上の駅

- ・1日あたり利用者数10万人以上の駅を含む路線の駅

- ・バリアフリー法に基づく基本構想に位置付けられた駅

- 鉄道事業者等が取得した「エレベーター」及びその設置に係る家屋及び償却資産

- ・1日あたり利用者数3千人以上の駅

要望

現行の措置を1年間(令和2年4月1日～令和3年3月31日)延長する。



海運・鉄道・航空に係る地球温暖化対策税の還付措置の延長 (地球温暖化対策のための税)

一定の運送の用に供する石油製品に係る「地球温暖化対策のための税」の還付措置を3年間延長する。

施策の背景

- ▶ 平成24年10月より、エネルギー一起源CO2排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税に、「地球温暖化対策のための税」を上乗せ
- ▶ 導入にあたっては、税率の段階的引上げを実施
- ▶ 輸送部門においては、環境負荷の少ない大量輸送機関としての活用(モーダルシフト)を推進する観点及び公共交通機関として国民生活を支えている役割に鑑み、一定の運送の用に供する場合に限り、還付を実施

要望の概要

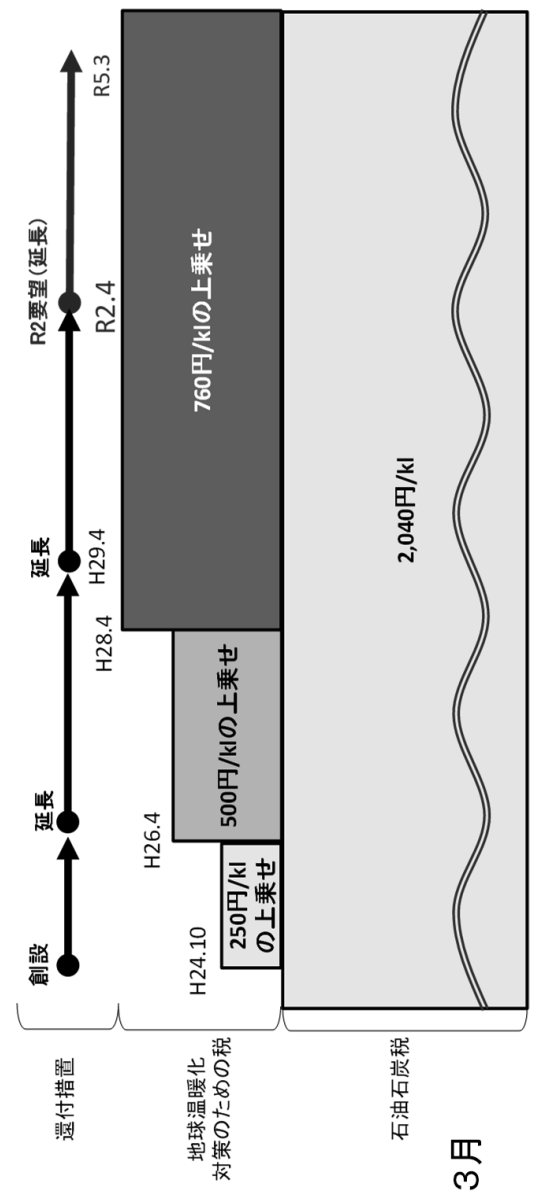
特例措置の内容

【地球温暖化対策のための税】
一定の運送の用に供する石油製品※について
税額を還付。

- ※一定の運送の用に供する石油製品
- ・ 内航海運、国内旅客船に係る軽油及び重油
- ・ 鉄道事業に係る軽油
- ・ 国内定期航空運送事業に係る航空機燃料

要望

現行の措置を3年間(令和2年4月1日～令和5年3月31日)延長する。



鉄道の耐震対策に係る特例措置の拡充・延長(固定資産税)

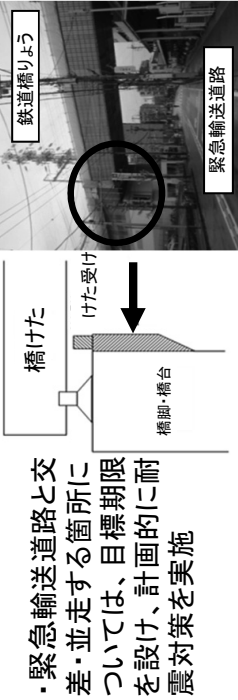
首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置について、対象施設を拡充の上、適用期限を2年間(拡充部分は1年間)延長する。

施策の背景

○首都直下地震・南海トラフ地震については、その切迫性や被害の影響度等の観点から、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっているため、平成25年4月に耐震補強の実施について努力義務を課す省令を施行し、平成29年度を目標準度として耐震化を促進してきたところである。しかしながら、関係者協議の難航等の事情により、平成29年度末の時点で耐震補強が完了しないものが一部残ることとなったため、目標年度を令和4年度まで延長することとなった。

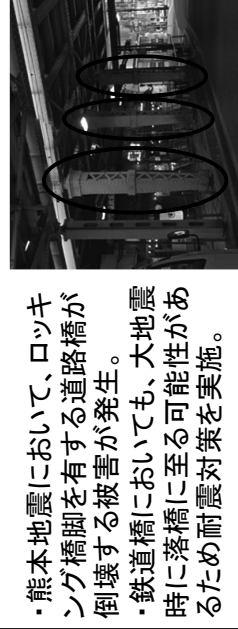
○また、昨年12月に、災害時における重要インフラの機能維持を目的とした、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(平成30年12月閣議決定)」が策定され、鉄道分野では「大規模地震による駅、高架橋等の倒壊・損傷に関する緊急対策」について、令和2年度までの間に集中的に実施することとしている。

緊急輸送道路と交差・並走する橋りょう等 (延長)



・緊急輸送道路と交差・並走する箇所に
ついては、目標期限
を設け、計画的に耐
震対策を実施

(延長)



・熊本地震において、ロック
キング橋脚を有する道路橋が
倒壊する被害が発生。
・鉄道橋においても、大地震
時に落橋に至る可能性があ
るため耐震対策を実施。

ロックキング橋脚を有する橋りょう (延長)

3か年緊急対策の対象施設 (拡充)

・駅・高架橋等に関する緊
急対策について、令和2年
度までの間に実施。
【対策箇所】
・高架橋等(約5,900か所)
・駅(約40か所)



要望の概要

特例措置の内容

【固定資産税】課税標準5年間 2/3に軽減

要望

- ①現状の対象施設 : 適用期限を2年間延長する。
(令和2年4月1日
～令和4年3月31日)
- ②新たな対象施設 : 適用期限を1年間とする。
(令和2年4月1日
～令和3年3月31日)

対象施設

首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等の耐震対策

適用要件	対象施設
緊急輸送道路と交差・並走する線区	橋りょう、高架橋、トンネル
片道断面輸送量1日1万人以上の線区	ロックキング橋脚を有する橋りょう
1日あたり乗降客1万人以上の駅	3か年緊急対策で対象となっている橋りょう、高架橋、トンネル
	3か年緊急対策で対象となっている駅
	延長
	拡充

津波対策に資する港湾施設等に係る特例措置の延長(固定資産税)

市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」(推進計画)に基づいて、民間企業が取得・改良した津波対策に資する港湾施設等に係る固定資産税の特例措置を4年間延長する。

施策の背景

- 臨海部に存する港湾においては、行政のみならず民間企業が所有・管理する港湾施設も多数存在するところ。これらの施設の津波対策は、単に当該企業における防災機能の向上のみならず、地域全体における防災力の向上にも寄与することから、当該地域の総合的な津波対策の推進には、当該地域の民間企業と一体となった津波対策が必要不可欠。
- 他方、津波対策は非収益投資であり、ランニングコストも高額となること等から整備が進みにくく、これを促進するためには民間企業が実施する津波対策に対する税制上の優遇が必要。

要望の概要

特例措置の内容

【固定資産税】「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、市町村が作成した「推進計画」により、民間企業が推進計画区域(臨港地区に限る。)内で取得・改良した津波対策に資する港湾施設等(※)に係る課税標準の特例措置(取得後4年間)

- (※)護岸、防潮堤、胸壁、津波避難施設
- ①大臣配分資産又は知事配分資産:取得価格に1/2を乗じて得た額
- ②その他の資産:取得価格に1/3を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額

要望

現行の措置を4年間(令和2年4月1日～令和6年3月31日)延長する。

【津波対策の例】

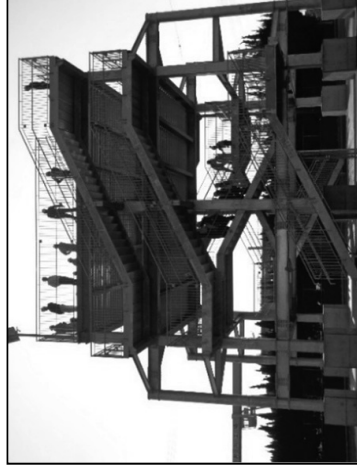
<護岸嵩上げ前>



<護岸嵩上げ後>



【津波避難施設の設置例】



耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)

建築物の耐震改修を促進し、地震発生時の人的・物的被害の軽減を図るため、耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に係る税額の減額措置を3年間延長する。

施策の背景

- 南海トラフ地震や首都直下地震等大規模な地震が発生し甚大な人的・物的被害が生じるおそれがあるなど、既存建築物の耐震化は喫緊の課題。
- 平成25年に改正された耐震改修促進法により、不特定多数の者が利用する大規模建築物等(※下表)の所有者に対し、耐震診断の実施・結果の報告を義務付け、その内容を公表。

耐震診断義務付け対象建築物		耐震診断結果の報告期限
要緊急安全確認大規模建築物	病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等	平成27年末まで
要安全確認計画記載建築物	地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物	地方公共団体が指定する期限まで



地震により倒壊した大規模建築物



倒壊し避難路を塞いだ建築物

- 今後は耐震診断結果の公表を受けた耐震改修の本格化が見込まれるが、工事費の上昇、技能労働者の不足等により準備や施工が長期化する傾向。
- 耐震改修には多額の費用負担を要するところ、予算措置に加え、耐震改修を早期に実施するインセンティブを与えることが必要。

要望の概要

特例措置の内容

【固定資産税】

耐震診断義務付け対象建築物で耐震診断結果が報告されたものうち、政府の補助を受けて耐震改修工事を完了したものに於いて、工事完了の翌年度から2年間、税額を1/2減額(改修工事費の2.5%を限度)。

要望

現行の措置を3年間(令和2年4月1日～令和5年3月31日)延長する。

老朽化マンションの再生促進のための特例措置の拡充・創設(法人税等)

老朽化マンションの再生を促進するため、マンションの敷地売却及び敷地分割に係る税制上の支援措置を整備する。

施策の背景

- ・現在のマンションストック総数は約655万戸(H30年末時点)
- ・このうち築後40年超は約81万戸で、10年後には約198万戸の見込み
- ・団地型マンションの高経年化
- ・マンション建替えの実績は累計で244件、約19,200戸(H31年4月時点)

高経年マンションにおける建物・設備の老朽化や、建替え等の合意形成の困難化が生じ、再生に向けた取組の強化が喫緊の課題

要望の概要

特例措置の内容

- 以下の措置により、老朽化マンションの再生を促進。
 ○マンション敷地売却事業の税制特例の対象を拡充
 ○団地型マンションの敷地分割の円滑化のための税制特例の創設

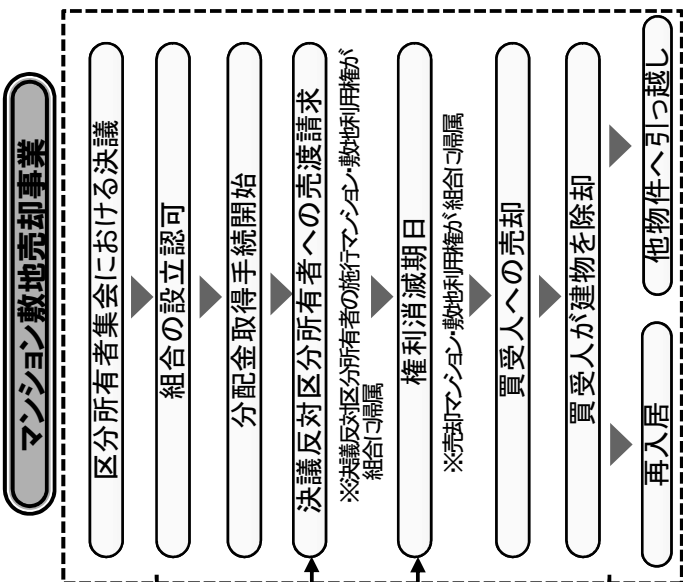
(参考) 現行のマンション敷地売却事業の税制特例

- 【転出者に係る特例】
 ○区分所有者が組合に土地等を買収される場合の譲渡所得の一部控除(法人税等)
 ○譲渡利益金額の5%追加課税分の適用除外(法人税) 等

- 【施行者に係る特例】
 ○組合の行う非収益事業に係る非課税措置(法人税等)
 ○資産の譲渡等の時期、仕入税額控除、申告期限の特例(消費税・地方消費税) 等

要望

- マンションの敷地売却及び敷地分割に係る税制上の支援措置を整備する。



IV. 主要項目以外の項目

1. 国土交通省主管

- 土地等の譲渡益に対する追加課税制度の停止期限の延長(所得税・法人税等)
- 三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換特例の延長(所得税・法人税)
- 都市機能誘導区域外から区域内への特定の事業用資産の買換特例の延長(所得税・法人税)
- 市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換特例の延長(所得税・法人税)
- 認定誘導施設等整備事業の公共施設等における課税標準の特例措置の延長(固定資産税等)
- 農と住の調和したまちづくりの推進のための特例措置の創設(相続税・固定資産税等)
- 管理・利活用される跡地等に対する課税標準の特例措置の創設(固定資産税等)
- 都市再生特別措置法等の改正に伴う所要の措置
- 浸水被害軽減地区の指定に係る課税標準の特例措置の創設(固定資産税等)
- 高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置の延長(不動産取得税)
- 除害施設に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)
- 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の拡充・延長(固定資産税)
- 防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例の拡充・延長(所得税・法人税)
- 認定低炭素住宅に係る特例措置の延長(登録免許税)
- マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の非課税措置の延長(登録免許税)
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律における施行者又はマンション敷地売却組合が要除却認定マンション及びその敷地を取得する場合の非課税措置の延長(不動産取得税)
- 宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置及び一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置の延長(不動産取得税)
- 住宅投資の波及効果に鑑み、これまでの措置の実施状況や今後の住宅市場の動向等を踏まえた住宅市場に係る対策についての所要の措置
- 港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換特例の延長(所得税・法人税)
- 成田国際空港株式会社の事業用資産に係る特例措置の廃止(固定資産税)
- 航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換特例の縮減・延長(所得税・法人税)
- 航空機に使用する部分品等に係る関税の免税措置の延長(関税)

2. 他省庁主管等

- 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長(所得税・法人税)
- 産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の延長(登録免許税)
- 投資信託の二重課税調整に係る所要の措置(所得税・法人税等)
- 省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充・延長(所得税・法人税等)
- 第三者への事業承継の促進に資する税制措置の創設(所得税・法人税)
- 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)
- 地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の拡充・延長(固定資産税)
- 与党復興加速化本部第8次提言等を踏まえた復興特区税制及び福島特措法税制に関する所要の措置
- 生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する国土強靱化税制(仮称)の創設